

証券コード 5257
2025年3月10日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号
ノバシステム株式会社
代表取締役社長 芳山政安

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nova-system.com/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ノバシステム」又は「コード」に当社証券コード「5257」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2025年3月26日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島三丁目2番4号
中之島フェスティバルタワー・ウエスト4階 中之島会館
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第43期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類
の内容報告の件
- 決議事項
議 案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支
給の件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページのインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

事業報告の「株式の状況」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使<sup>®</sup>」

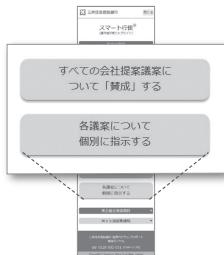
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

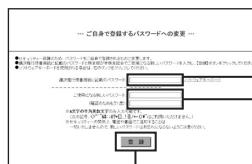
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# 事業報告

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用環境や所得が改善するなかで、各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復が続く一方で、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念等による海外景気の下振れが国内の景気を下押しするリスクとなっております。

そのような情勢の下、当社業界におきましては、設備投資の回復及び企業収益の改善等を受け、2023年度比で13.4%増（金融機関及び持株会社等を含む全産業、「第203回全国企業短期経済観測調査-2024年12月-」より）のソフトウェア投資額が見込まれており、IT投資は底堅く堅調に推移するものと期待されます。

システムインテグレーションにつきましては、当社の主事業ドメインである金融業界向けシステムの受託開発及び流通・物流業界向けシステム開発等に取り組んでまいりました。新規得意先との取引開始による新規受注及び追加受注、新規採用及び協力会社要員の確保を通じて受注拡大に向けた体制を確保し、顧客企業が求める価値の提供に取り組んでまいりました。

クラウドサービスにつきましては、顧客要望を踏まえたサービスの充実化を図り、新製品を発売いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は6,461,829千円（前期比19.2%増）、営業利益は528,186千円（前期比7.6%増）、経常利益は551,079千円（前期比14.0%増）、当期純利益は394,676千円（前期比15.3%増）となりました。

なお、当社はソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資（建設仮勘定含む）は、22,922千円であります。その主な内容は、住宅の取得に係る手付金10,000千円、社用車の取得6,483千円等であります。

- ③ 資金調達の状況  
当事業年度中に、金融機関より長期借入金として300,000千円の調達を実施いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 40 期<br>(2021年12月期) | 第 41 期<br>(2022年12月期) | 第 42 期<br>(2023年12月期) | 第 43 期<br>(当事業年度)<br>(2024年12月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 4,173,106             | 4,626,211             | 5,422,716             | 6,461,829                        |
| 経 常 利 益 (千円)    | 112,177               | 337,559               | 483,413               | 551,079                          |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 72,206                | 212,562               | 342,235               | 394,676                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 60.17                 | 177.14                | 251.64                | 281.41                           |
| 総 資 産 (千円)      | 2,578,759             | 2,786,959             | 3,382,520             | 3,730,478                        |
| 純 資 産 (千円)      | 944,955               | 1,163,022             | 1,797,172             | 2,233,984                        |
| 1 株当たり純資産 (円)   | 787.46                | 969.19                | 1,281.41              | 1,592.86                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2022年10月1日付で普通株式1株につき20株の割合をもって株式分割を行っております。第40期(2021年12月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第41期(2022年12月期)の期首から適用しており、第41期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、顧客企業が求める価値の提供、生産性の向上、開発体制の強化及び柔軟化等に、引き続き取り組んでまいります。そのためには、人材の確保、人材の育成、プロジェクト管理の充実化、多様化する働き方への対応及び就業環境の整備が経営上の重要な課題と認識しております。

##### ① 人材の確保

当社経営資源の基本となるシステム開発技術者の採用を継続的に行うことでもあります。定期及び通年での採用活動、働きやすい環境の整備、人事制度の充実化、研修体制の強化等を積極的に行い、人材の確保及び定着に努めてまいります。

また、システム開発においては、各案件の内容に応じて求められる専門性、特定の経験を有する技術者の存在、開発フェーズに応じた技術者数の供給調整等が必要となることから、同業の協力会社からも役務の提供等を受け開発体制を構築し、開発を推進しております。その必要性に応じて協力会社からの機動的な役務提供を受けることが可能となるよう、協業体制の構築を継続的に図ってまいります。

##### ② 人材の育成

当社の標榜する働き方の根本にあるものとして「能力で働く」という考え方があります。単純に時間を費やすのではなく、能力（豊富な知識や高度な技術力、的確な思考力、生産性の高さ等）をもって成果を得る働き方を意味しており、プログラミング研修、マネジメント研修、情報処理技術者試験及びPMP（プロジェクトマネジメントプロフェッショナル）等の資格取得講座の開講、データサイエンティスト養成プログラム等の各種研修制度の充実化等を通じて、システム開発技術者の能力向上に努めております。

収益拡大と収益性向上を実現するためには、上流工程（要件定義～基本設計）から参画できる人材の継続的な育成が必要不可欠であり、さらには、業界における豊富な業務知識を活用して顧客企業の業務効率化や事業多様化等に資する提案を行い、それらを実現に導くことができる力量を有するDX人材の育成も重要課題であります。上記研修制度の活用はもとより、携わるシステム開発案件のローテーション化、クラウドサービスの開発等を通じた先進性のある技術に触れる機会の提供等を通じて、全社員の10%に相当するDX人材の育成に向けて取り組んでまいります。

### ③ プロジェクト管理の充実化

当社は、受注における契約形態として完成物責任を負う請負契約を締結する場合があります。従前よりプロジェクト遂行部門から独立した機関を設置しプロジェクトの進行状況のモニタリング活動を行っていましたが、当事業年度に一部プロジェクトにおいて想定を上回るコストが発生したことを受けて、モニタリング項目の見直しや詳細化を改めて行い、リスク管理機能の強化を図った「プロジェクトリスク管理グループ」を発足させました。受注前段階及び進行中プロジェクトにおける開発体制の相応性評価、各プロジェクトの進捗状況の確認、長時間労働発生防止のためのモニタリング、標準的開発手法の整理取りまとめ及び技術者育成支援等の活動を通じて、不採算プロジェクト、作業遅延、納期遅延及び完成物の品質低下等の発生回避に引き続き努めてまいります。

### ④ 多様化する働き方への対応及び就業環境の整備

当社事業の特性上、従業員の多くが顧客企業における開発施設又は顧客企業が指定する場所にて、業務に従事しております。物理的環境や就業場所の隔たり等が業務遂行へ支障をきたすことがないよう、グループウェアサービスの導入等を進め、情報の共有化やコミュニケーション手段の確保を行っております。

また、テレワークや出社勤務を併用したハイブリッド型勤務等の多様化する働き方につきましても、各形態の優位性や生産性への影響等も考慮し、プロジェクト特性や従事する技術者の属性等に応じて適切な選択を行う必要があると認識しております。今後につきましても、業務遂行の効率化、情報活用の多様化、役員及び従業員間の意思疎通の活性化等を図ることを目的に、多様化する働き方への対応及び就業環境の整備に努めてまいります。

**(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)**

| 事業区分          | 事業内容                                                  |
|---------------|-------------------------------------------------------|
| システムインテグレーション | 生命保険会社、損害保険会社、銀行、信託銀行等の金融業界向けを中心とした業務用情報処理システムの開発     |
| クラウドサービス      | SaaS型による飲食店向けの店舗運営支援システム、受付業務支援システム及びAI顔認証入室管理システムの提供 |

**(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)**

|             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 大阪本社        | 大阪市西区江戸堀一丁目3番15号 新石原ビル9階           |
| 東京本社        | 東京都品川区大崎二丁目11番1号 大崎ウィズタワー21階       |
| 広島オフィス      | 広島市中区紙屋町一丁目2番22号 広島トランヴェールビルディング9階 |
| 大阪サテライトオフィス | 大阪市西区江戸堀一丁目18番11号 小谷ビル3階           |

**(7) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)**

| 従業員数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 470 (22) 名 | 36名増      | 36.5歳 | 9.2年   |

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員及びパートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載していません。

**(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)**

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行  | 165,700千円 |
| 株式会社山陰合同銀行 | 126,740   |
| 株式会社みずほ銀行  | 108,341   |
| 株式会社三井住友銀行 | 75,007    |
| 株式会社南都銀行   | 61,682    |
| 株式会社池田泉州銀行 | 48,394    |
| 株式会社百十四銀行  | 42,370    |

## 2. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                            |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 芳 山 政 安 |                                                                                                                    |
| 取締役副社長    | 川 上 秀 樹 | クラウドサービス部長                                                                                                         |
| 取 締 役     | 加 藤 博 久 | 経営企画部長                                                                                                             |
| 取 締 役     | 川 上 貴 之 | S I 第2 事業部長                                                                                                        |
| 取 締 役     | 福 島 将 介 | S I 第1 事業部長                                                                                                        |
| 取 締 役     | 新 谷 庄 司 | V-SpiritsFPマネーコンシェル株式会社社外取締役<br>株式会社湘南ライフプランニング代表取締役<br>Shonan Life Planning Sdn.Bhd.代表取締役<br>一般社団法人日本F A代理店協会代表理事 |
| 取 締 役     | 倉 田 亨   | 一般社団法人PaLaNA Initiative専務理事                                                                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 大 山 功   |                                                                                                                    |
| 監 査 役     | 松 村 真 恵 | 松村真恵税理士事務所所長<br>ステラケミファ株式会社社外取締役 (監査等委員)                                                                           |
| 監 査 役     | 森 岡 久 晃 | 森岡・山本・韓法律事務所パートナー弁護士<br>一般社団法人日本F A代理店協会監事                                                                         |

- (注) 1. 取締役新谷庄司氏及び取締役倉田亨氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松村真恵氏及び監査役森岡久晃氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松村真恵氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役森岡久晃氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2024年3月27日開催の第42期定時株主総会において、川上貴之氏及び福島将介氏は新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

6. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。

| 氏名     | 異動前                                | 異動後                                | 異動年月日      |
|--------|------------------------------------|------------------------------------|------------|
| 川上 秀 樹 | 取締役副社長<br>S I 事業部統括                | 取締役副社長<br>S I 事業部統括兼<br>クラウドサービス部長 | 2024年1月1日  |
|        | 取締役副社長<br>S I 事業部統括兼<br>クラウドサービス部長 | 取締役副社長<br>クラウドサービス部長               | 2024年3月27日 |

7. 当社は、社外取締役新谷庄司氏及び倉田亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に伴う行為に起因して損害賠償請求をされた場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするため、犯罪行為、詐欺行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年3月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額        | 報酬等の種類別の総額    |             |             | 対象となる<br>役員の数 |
|--------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|
|                    |               | 基本報酬          | 業績連動報酬等     | 非金銭報酬等      |               |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 114百万円<br>(9) | 114百万円<br>(9) | －百万円<br>(－) | －百万円<br>(－) | 7名<br>(2)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 18<br>(9)     | 18<br>(9)     | －<br>(－)    | －<br>(－)    | 3<br>(2)      |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 132<br>(19)   | 132<br>(19)   | －<br>(－)    | －<br>(－)    | 10<br>(4)     |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2022年3月29日開催の第40期定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2022年3月29日開催の第40期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役新谷庄司氏は、株式会社湘南ライフプランニングの代表取締役、Shonan Life Planning Sdn.Bhd.の代表取締役、V-SpiritsFPマネーコンシェル株式会社の社外取締役及び一般社団法人日本F A代理店協会の代表理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役倉田亨氏は、一般社団法人PaLaNA Initiative専務理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役松村真恵氏は、松村真恵税理士事務所所長及びステラケミファ株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役森岡久晃氏は、森岡・山本・韓法律事務所パートナー弁護士及び一般社団法人日本F A代理店協会の監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                         |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 新谷 庄司 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、企業経営の豊富な経験や生命保険業界に関する専門的な見識をもとに、適宜意見・助言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |
| 取締役 倉田 亨  | <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、企業経営の豊富な経験や当社業界に関する専門的な見識をもとに、適宜意見・助言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された報酬委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p> |
| 監査役 松村 真恵 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>出席した取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地から、経営全般に関する積極的な提言や発言を行っております。</p>                                                                                |
| 監査役 森岡 久晃 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、経営全般に関する積極的な提言や発言を行っております。</p>                                                                                      |

## 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,189,405</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,043,657</b> |
| 現金及び預金          | 758,979          | 買掛金             | 211,777          |
| 売掛金及び契約資産       | 1,374,371        | 1年内返済予定の長期借入金   | 308,202          |
| 貯蔵品             | 14,743           | 未払金             | 58,573           |
| 前渡金             | 1,734            | 未払費用            | 108,239          |
| 前払費用            | 22,787           | 未払法人税等          | 92,833           |
| 未収入金            | 14,606           | 前受金             | 1,408            |
| その他             | 2,261            | 受注損失引当金         | 5,351            |
| 貸倒引当金           | △78              | その他             | 257,272          |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,541,072</b> | <b>固定負債</b>     | <b>452,836</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>966,751</b>   | 長期借入金           | 320,032          |
| 建物              | 568,095          | 繰延税金負債          | 58,715           |
| 構築物             | 127,239          | 資産除去債務          | 33,823           |
| 機械及び装置          | 2,227            | その他             | 40,264           |
| 車両運搬具           | 6,303            |                 |                  |
| 工具、器具及び備品       | 30,423           | <b>負債合計</b>     | <b>1,496,493</b> |
| 土地              | 222,462          | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 建設仮勘定           | 10,000           | <b>株主資本</b>     | <b>2,023,620</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>10,574</b>    | 資本金             | 298,105          |
| ソフトウェア          | 8,568            | 資本剰余金           | 286,105          |
| その他             | 2,006            | 資本準備金           | 286,105          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>563,746</b>   | <b>利益剰余金</b>    | <b>1,439,410</b> |
| 投資有価証券          | 362,099          | その他利益剰余金        | 1,439,410        |
| 関係会社株式          | 3,339            | 繰越利益剰余金         | 1,439,410        |
| 長期前払費用          | 5,828            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>210,363</b>   |
| 敷金及び保証金         | 191,323          | その他有価証券評価差額金    | 210,363          |
| その他             | 1,155            | <b>純資産合計</b>    | <b>2,233,984</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,730,478</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>3,730,478</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 6,461,829 |
| 売上原価         | 5,037,247 |
| 売上総利益        | 1,424,582 |
| 販売費及び一般管理費   | 896,396   |
| 営業利益         | 528,186   |
| 営業外収益        |           |
| 受取配当金        | 7,024     |
| 受取家賃         | 8,127     |
| 確定拠出年金返還金    | 1,599     |
| 補助金収入        | 8,659     |
| その他          | 2,414     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 4,583     |
| その他          | 349       |
| 経常利益         | 551,079   |
| 特別利益         |           |
| 固定資産売却益      | 909       |
| 特別損失         |           |
| 和解金          | 12,952    |
| 税引前当期純利益     | 539,037   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 147,381   |
| 法人税等調整額      | △3,020    |
| 当期純利益        | 394,676   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

ノバシステム株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

|                |       |   |   |    |
|----------------|-------|---|---|----|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高 | 田 | 篤  |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 濱 | 田 | 善彦 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ノバシステム株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を、準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

ノバシステム株式会社 監査役会  
 常勤監査役 大 山 功 ㊟  
 社外監査役 松 村 真 恵 ㊟  
 社外監査役 森 岡 久 晃 ㊟

## 株主総会参考書類

**議 案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件  
当社の金銭報酬の額は、2022年3月29日開催の第40期定時株主総会において、年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認をいただいております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議を経た上で取締役会において決定することといたします。なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役は2名）です。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

### 1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。

### 2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年12,000株以内といたします。但し、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、その総数を必要に応じて合理的な範囲で調整できるものいたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

### 3. 対象取締役에게 割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

#### (3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

#### 4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、上記の目的、当社の業況、報酬委員会の答申、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本議案をご承認いただいた場合、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に改定することを予定しており、本議案は改定後の方針に沿うものです。）、その他諸般の事情を考慮して決定されています。また、本譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年12,000株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.86%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

#### 【ご参考】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### 2. 基本報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社と同種類、同規模である他社の水準、当社の業績、財務状況等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### 3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式は原則毎年、付与することとする。なお、これら非金銭報酬等の金額、株数、個数などについては、当社の業績、役位、職責、在任年数などを総合的に勘案の上、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の業績水準及び当社と同種類、同規模である他社をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬委員会において検討を行う。取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬案を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬の種類別の割合については、常勤取締役の場合、原則、金銭報酬を9割程度、非金銭報酬等を1割程度とし、当社の業績、役位、職責、在任年数などを総合的に勘案の上、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

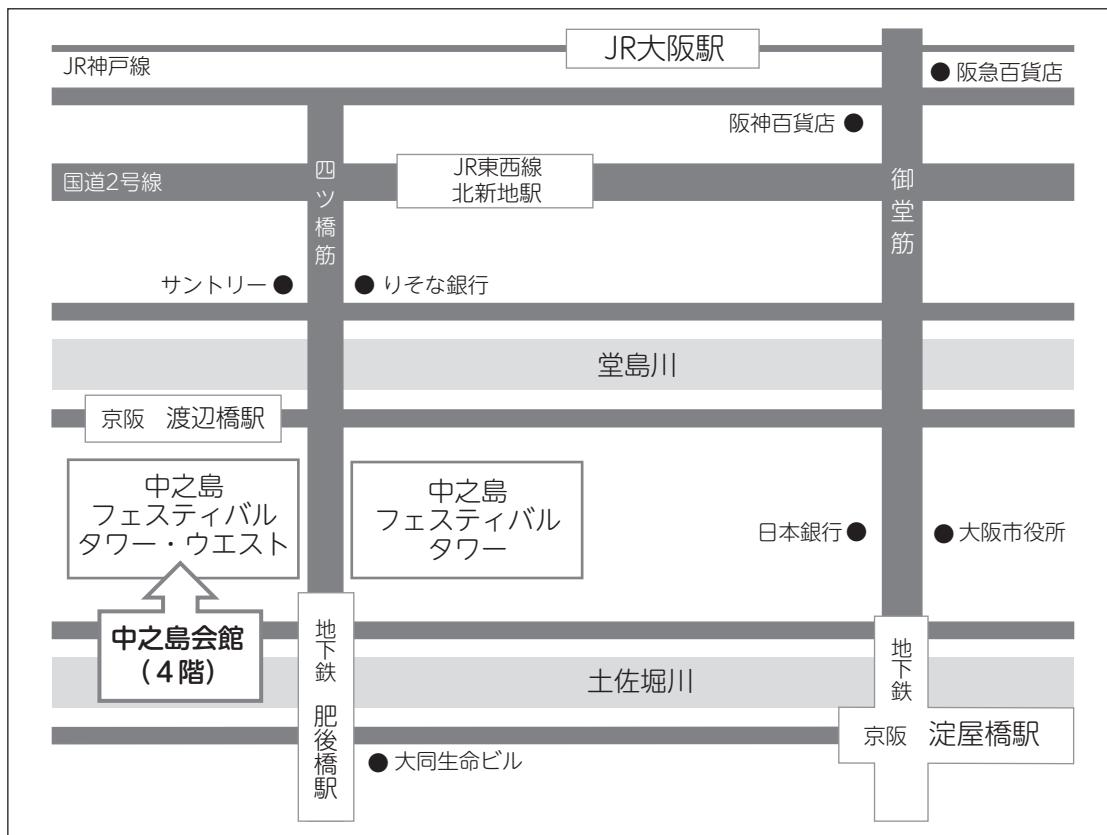
取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会が報酬委員会に原案を諮問し、委員会の答申を踏まえ、取締役会は当該答申の内容を尊重し、決議しなければならないものとする。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区中之島三丁目2番4号

中之島フェスティバルタワー・ウエスト4階 中之島会館



※ご出席の株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、ご了承ください。

交通：地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車 4番出口直結

京阪中之島線「渡辺橋」駅下車 12番出口直結

地下鉄御堂筋線・京阪本線「淀屋橋」駅下車 7番出口より徒歩5分